

令和5年仙審第5号

裁 決
漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士
受 審 人 b
職 名 B船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。
受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年8月1日06時59分

岩手県両石漁港南東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	0.95トン	0.6トン
登 録 長	6.20メートル	5.89メートル
機 関 の 種 類	電気点火機関	電気点火機関
漁船法馬力数	30キロワット	30キロワット

3 事実の経過

Aは、船尾中央に船外機を備えた採貝藻漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、操業の目的で、船首0.2メートル船尾0.4メートルの喫水をもって、令和4年8月1日04時15分両石漁港を発し、同漁港東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、04時25分前示漁場に到着して操業を行った後、06時05分同漁場を発進し、両石漁港南東方沖合のクロイソと称される岩場（以下「クロイソ」という。）周辺の漁場に向かい、06時10分同漁場に到着して操業を再開した。

a受審人は、操業を終えて漁具の片付けを行うためにクロイソから離れ、06時54分両石湾中根灯標（以下「中根灯標」という。）から149度（真方位、以下同じ。）670メートルの地点付近で、船首を北西方に向け、機関を停止して漂泊を始めた。

a受審人は、漁具の片付け作業を始め、06時58分前示漂泊開始地点で、船首が北西方を向いていたとき、左舷船尾方約170メートルのところに北上中のBを初めて視認し、06時58分半僅か過ぎ中根灯標から149度670メートルの地点で、船首が293度を向いていたとき、同船が左舷船尾5度140メートルのところとなり、近距離のところで自船に向首して針路を定め、衝突の危険を生じさせて接近する状況であったが、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、Bの接近状況を確認するなど、同船に対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとることなく漂泊を続け、06時59分僅か前至近に迫ったBを認めたものの、どうすることもできず、06時59分中根灯標から149度670メートルの地点において、Aは、船首が293度を向いたまま、その船尾左舷にBの船首が左舷後方から5度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力1の東風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船尾中央に船外機を備えた採貝藻漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.2メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、同日04時00分両石漁港を発し、岩手県松島周辺の漁場に向かい、04時10分同漁場に到着して操業の後、06時57分松島北方沖合の漁場を発進して帰途に就いた。

b受審人は、右舷船尾の物入れの上に腰を掛けて操船に当たって松島北方沖合を増速しながら北上し、06時58分半僅か過ぎ中根灯標から143.5度790メートルの地点に達したとき、左舷船首26度140メートルのところ、Aを視認することができ、同船がほとんど移動しないことから漂泊中であることが分かる状況であったが、左舷方を一見して何も見掛けなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、Aの存在に気付かず、近距離のところ、同船に向首して針路を298度に定め、11.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行し、Aに対して衝突の危険を生じさせた。

こうして、Bは、原針路及び原速力で、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船尾左舷外板に亀裂等を生じ、のち廃船処理さ

れ、Bは、船首船底外板に擦過傷を生じ、a受審人が高エネルギー外傷を負った。

(航法の適用)

本件は、両石漁港南東方沖合において、航行中のBと漂泊中のAとが衝突したもので、港則法及び海上交通安全法の適用がない海域で発生していることから、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

海上衝突予防法には航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、両石漁港南東方沖合において、航行中のBが、見張り不十分で、近距離のところで漂泊中のAに向首して針路を定め、衝突の危険を生じさせて進行したことによって発生したが、Aが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b受審人は、両石漁港南東方沖合において、同漁港に向けて帰航する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、左舷方を一見して何も見掛けなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のAに気付かず、近距離のところで同船に向首して針路を定め、衝突の危険を生じさせて進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、a受審人を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a 受審人は、両石漁港南東方沖合において、漂泊中、北上するBを認めた場合、衝突の危険の有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、Bの接近状況を確認するなど、同船に対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、近距離のところでBが自船に向首して針路を定め、衝突の危険を生じさせて接近する状況に気付かず、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとることなく漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、自ら負傷するに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年1月10日

仙台地方海難審判所

審判官 植 松 正